南部地域振興課学習情報紙　みなみ風　第4号

2022年（令和4年）3月

発行　南部地域振興課

住所　福山市沼隈町大字草深1889番地6

電話　９８０－７７１３

FAX　９８７－２３８２

e-mail[nanbu-chiikishinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:nanbu-chiikishinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp)２０２１ふく2021ふくやままちづくり大学公開講座の報告

山南学区には「平家谷おばちゃんガイド」がおるんよ！

～おもてなしの心で　平家谷の魅力をみんなに伝えたい～

2021年11月20日に，平家谷おばちゃんガイドのみなさんを講師に公開講座を開催しました。コロナ禍であり，デジタル化を推進していることもあって，初めての試みとして，サテライト会場を設け，リモートでの個人参加を募り，主会場での講演と現地からの中継でツアー体験を行いました。

平家谷おばちゃんガイドは，「『地域の歴史を学ぼう』と誘われ講座に参加したつもりが，実は観光ガイドの依頼だった⁉」という勘違いからはじまり，山南のいいところを広め地域を盛りあげたいという思いに変わり，様々な工夫のもと活動されています。キャラクターやパンフレットの作成，平家谷を紹介するための紙芝居やビデオの作成，活動の幅を広げるため，桜茶やゆず茶，を作って販売するなど，尽きることのないアイディアから平家谷の魅力が伝わってきました。

参加者の感想

・地域の宝を活かすのは地域の力だと思います。活性化の方法はいろいろあることがわかりました。中継しての生ガイドはよかったと思います。これまでの経験を活かしてガイドを続けていくことを期待します。

・始めは躊躇されていたのに、背中を押されたことでやる気やりがいにつながっていった成功例でした。それを押し付けとも思わず，責任感と地元愛とおもてなしの心とおばちゃんたちのパワーで楽しんで次から次へ展開する様子を見せていただき，とても爽やかな気持ちになりました。地域にはそんな方々がいらっしゃるはず。初めにターゲットにされた方はいろいろご苦労があったと思いますが，普段の関係や信頼があったからこそ一緒にする仲間がいたからこそ活動が繋がったのがわかりました。楽しい講座でした。



「登録型本人通知制度」のオンラインによる申請を始めました

※登録型本人通知制度とは

福山市に住民票や戸籍のある人が事前に登録することにより，住民票の写し等を代理人や第三者に交付したとき，登録者本人にその交付した事実をお知らせする制度です。

交付の事実を本人が早期に知ることにより，住民票の写し等の不正利用の抑止，防止に役立ちます。また，委任状偽造や身元調査等の未然防止にもつながります。

☆電子申請をご利用の際は，市のホームページ『福山市電子申請サービス』から手続できます。

　 ◎電子申請ができる人

 　本人（法定代理人（親権者のみ）は代理で申請ができます。）

◎電子申請に必要なもの

 　本人又は法定代理人の本人確認ができる書類の画像（個人番号カードなど）



「福山市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました

１．人権って何ですか？

「すべての人々が生命と自由を確保し，それぞれの幸福を追求する権利」または「人間が人間らしく生きる権利で，生まれながらにして持つ権利」のことです。これは誰にとっても身近で大切なもの， 違いを認め合う心によって守られています。

２．今でも差別や偏見がありますか？

もともと人間には，性別，年齢，障がいや疾病の有無，社会的地位や生まれ，民族，国籍，性的指向及び性自認などを理由にした様々な違いがあります。正当な理由はなく，他人と違うという理由だけで，さまざまな差別や偏見が今日もなお存在しています。

３．条例の目的は何ですか？

本市における人権尊重のまちづくりに関して，市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに，人権意識の高揚及び人権擁護に資する施策の推進について必要な事項を定め，差別の解消及び合理的配慮の促進に取り組むことにより，全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的としています。

４．目的達成のために，具体的に何をするのですか？

市民の役割

第5条　互いの人権を尊重し，自らも人権意識の高揚に努めるとともに，市が実施する人権施策に協力するよう努めます。

事業者の役割

第6条　事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに，市が実施する人権施策に協力するよう努めます

市の責務

第4条　人権施策基本方針の策定。

第7条　必要となる人権施策を総合的かつ計画的に推進します。

人権教育及び人権啓発

第8条　人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため，人権教育及び人権啓発を推進します。

人権侵害による被害に係る支援

第9条　人権侵害による被害救済の観点から，関係機関等と連携し，相談の実施，情報の提供，その他の支援を行います。

情報の収集及び調査研究

第10条　人権施策を効果的に実施するため，必要な情報の収集及び調査研究を行います。

市民一人一人が，様々な人権問題について正しく理解した上で，差別を許さない，差別を解消していくという意識を持ち，かつ，行動に移しましょう